

地域を支える組合員の経営継続を支援します 経営継続補助金のご案内

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援します。

【書類提出期限】令和2年10月30日(金) 正午必着

※書類の確認や、修正の為、上記期限とさせていただきます。

【実施期間】令和2年5月14日(木)～令和3年2月28日(日)

※実施期間中に機械等が納品され、支払いが終了した経費が補助対象です。

予算には限度があり、申請者多数が予想されます。
申請は可能ですが、採択は非常に狭き門となっておりますので、
あらかじめご承知おきください。

対象者

実際に新型コロナウイルスの影響があった農業を営む
個人または法人(農事組合法人、株式会社等)

※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限
150万円
(1)と(2)の合計

補助率:3/4 上限:100万円

(1)経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売
方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や
「感染時の業務継続体制の構築」

補助率:定額 上限:50万円

(2)(1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に
基づく取組

●作業所、事業所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

※同補助金は審査があり、不採択となった場合交付されませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

しおさい地域センター なめがた地域センター
☎0299-93-5527 ☎0299-72-1880

書類提出先

鹿嶋営農経済センター 波崎営農経済センター
☎0299-69-0080 ☎0479-48-7755
神栖営農経済センター なめがた地域センター
☎0299-92-0508 ☎0299-72-1880

下のQRコードから農林水産省による
制度の説明動画が閲覧できます。
※農林水産省のHPが開きます。

